

大阪市ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業委託事業者募集にかかる質問項目及び回答について

質問項目		回答	
Q1	仕様書にはヤングケアラーの定義として「概ね18歳未満の子ども」とありますが、「概ね」とは何歳くらいまでを含んでいますか？	A1	基本的には「18歳未満」の子どもが対象と考えていますが、例えば高校3年生からの相談開始時に年齢が把握できていない場合や、高校卒業後における関係機関につなぐための相談支援等が必要な場合等も考えられることから、「概ね18歳未満の子ども」としています。
Q2	相談者1人当たりの相談の頻度や回数の想定はありますか？	A2	ヤングケアラーが抱える悩みを傾聴するなどして負担軽減を図ることや必要な福祉サービスに繋げていくことを目的とする事業であるため、相談者1人当たりの相談の頻度や回数の想定はありません。
Q3	メール、SNSは「相談受付業務」として使用するツールとありますが、メール、SNSのやりとりも相談件数として計上できますか？	A3	メール、SNSでの相談についても、月報における相談件数として報告していただきますが、報告様式については企画提案書の内容も踏まえて、選定後に受託事業者と調整させていただきます。
Q4	SNS研修について、SNSの種類、またどのような研修内容を想定していますか？	A4	より多くのヤングケアラーに発信できるよう、周知・広報も含めて寄り添い型相談支援に資する研修内容となるよう、企画提案していただきたいと考えております。
Q5	仕様書の(1)相談支援業務の、相談記録に記載の「アセスメントシート」と「相談記録」は同じものですか？	A5	どのようなアセスメントシートを用いて相談記録を行うのか、企画提案していただきたいと考えております。
Q6	仕様書(2)オンラインサロンとレスパイト業務について、オンラインサロンとレスパイトどちらかを開催するという意味ですか？両方開催が必要であれば、それぞれの割合は受託事業者で決定してよろしいですか？	A6	オンラインサロン及びレスパイトの両方を開催していただく必要がありますが、必ずしも同一月に両方を開催する必要はありません。それぞれの内容や割合については、企画提案していただきたいと考えております。
Q7	仕様書(2)オンラインサロン・レスパイト業務について、レスパイトの実施体制に記載の業務責任者とも当事者は同一人物でもよろしいですか？	A7	業務を安全かつ適切に行っていただければ、同一人物で差し支えありません。
Q8	仕様書(3)周知・広報について、市の広報物への掲載は可能ですか？	A8	掲載を依頼することはできますが、必ずしも掲載されるとは限りません。
Q9	仕様書8(6)の項目に記載の従事者向けの研修は、本事業の委託費を使用して実施してもよろしいですか？	A9	本事業の委託費を使用して実施してください。
Q10	相談対応日及び時間は、対面相談はできないがテレビ電話等が可能な時間を含めてもよいでしょうか。	A10	本事業では対面対応ができる相談体制を前提としているため、対面対応ができない時間は、相談受付対応日及び時間を含めることはできません。
Q11	責任者及び相談員は、すべて常勤である必要がありますか。	A11	責任者については常勤である必要がありますが、相談員については必ずしも常勤である必要はありません。また、本事業に従事している時間帯は、常勤・非常勤を問わず他の業務を兼務することはできません。どのような実施体制で本事業を進めていくのか、企画提案していただきたいと考えております。
Q12	責任者及び相談員は、相談対応日及び時間内は相談事務運営場所に常駐する必要はありますか。	A12	お見込みのとおりです。ただし、同行支援業務や周知・広報のために外出する場合において、相談業務運営場所に複数名配置する体制を構築している場合は、この限りではありません。
Q13	相談記録に用いるアセスメントシートは独自のフォーマットでよいでしょうか。	A13	どのようなアセスメントシートを用いて相談記録を行うのか、企画提案していただきたいと考えております。
Q14	「オンラインコミュニケーションツール」とは具体的にどのツールを想定しているか、また、過年度においてどのツールを使用していたかご教示ください。	A14	どのツールを用いて相談業務を行うのか、企画提案していただきたいと考えております。令和4年度においては、LINE、X(旧Twitter)、電子メールを使用して相談を実施しております。
Q15	過年度の相談支援の相談件数及びオンラインサロンやレスパイトの1回あたりの平均参加人数についてご教示ください。	A15	令和4年8月から本事業を実施しており、相談対応件数は840件(軽微な相談を含む)、オンラインサロンの平均参加人数は3人でした。なお、レスパイトは実施しておりません。より多くのヤングケアラーが参加できる企画提案をしていただきたいと考えております。
Q16	本事業における過年度までの成果(達成事項など)と来年度以降の課題(未達成事項など)についてご教示ください。	A16	令和4年8月より開始した事業であり現時点において数値目標等は定めておりませんが、本事業が少しでも多くのヤングケアラーに認知されるよう、効果的な周知・広報の企画提案をしていただきたいと考えております。なお、ヤングケアラー支援に向けたこれまでの取組については、プロジェクトチーム会議において報告しておりますので、ホームページをご覧ください。 https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000599236.html
Q17	本事業の対象者となる方々の抱える課題について、貴自治体における特徴等があればご教示ください。	A17	他市区町村との定量比較はできませんが、有識者からは他都市と比べて人口規模が大きい本市はヤングケアラーが多い可能性があるとの意見をいただいております。なお、大阪市立中学校生徒を対象としたヤングケアラー実態調査報告書を公表しておりますのでご覧ください。 https://www.city.osaka.lg.jp/templates/chonaikaigi2/kodomo/0000571852.html